

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）に基づく整理 / 公立（市立）小・中学校の場合 / 「5」は根拠箇所、「p.」は同ガイドラインのページ



【参考】中立ての類型と図解 出典：第3章第4節（p.11）、第4章第2節（p.14-15）、別添資料2（p.49）

●**申立様式（別添資料2）**の活用：保護者に具体的な状況を記入してもらい、訴えを正確に把握して迅速な対応につなげる。ただし書面の記入がないことを理由に、電話や口頭の相談に対応しないことがあってはならない。（第4章第2節 p.14-15）

※1 本図は公立（市立）学校の場所。「学校の設置者」＝市教育委員会、「地方公共団体の長等」＝市長（公立の場合）。

※3 法23第1項により、学校の教職員、地方公共団体の職員その他の相談に応じる者及び保護者は、いじめの事実があると思われるときは学校への通報等の措置をとる。

※4 不登校履歴は4月30日の欠席を目安とするが、連続欠席などいじめが原因と考えられる場合は、30日に達する前から迅速に調査に着手する（第4章第1節 p.13）。

※赤い「課題N」は、その特に「課題 該当」の同じ番号の項目があることを示す。クリックすると下の該当項目へ移動する（SVG版のみ）。

《出典》文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和6年8月改訂版（令和6年8月30日公布／作成時に使用したファイル：20240630-maxt_jidou01-1336275_3.pdf、全67頁）。ページ表記は同ガイドラインの本文ページに対応。課題欄のリンク先：yasutakayohai.com

二、(三) 类别: 个体缘 (缩小) (在片文字与片文字、影片文字与印刷片文字)

心フロー（ロール別）全体像（縮小のため文字は小さい。読みやすい印刷は6ペー

[illegible]